

壮警町告示第3号

令和3年壮警町議会第1回臨時会を、次のとおり招集する。

令和3年1月18日

壮警町長 田 鍋 敏 也

記

1 期 日 令和3年1月25日

2 場 所 壮警町役場 大会議室

3 付議事件

(1) 令和2年度壮警町一般会計補正予算(第13号)について

○応招議員（9名）

1番 菊地敏法君

3番 佐藤忞君

5番 山本勲君

7番 毛利爾君

9番 長内伸一君

2番 松本勉君

4番 加藤正志君

6番 真鍋盛男君

8番 森太郎君

○不応招議員（0名）

令和3年壮瞥町議会第1回臨時会会議録

○議事日程（第1号）

令和3年1月25日（月曜日） 午前10時00分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第1号について

○出席議員（9名）

1番	菊地敏法君	2番	松本勉君
3番	佐藤恣君	4番	加藤正志君
5番	山本勲君	6番	真鍋盛男君
7番	毛利爾君	8番	森太郎君
9番	長内伸一君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也君
副町長	黒崎嘉方君
教育長	谷坂常年君
会計管理者	阿部正一君
税務会計課長	
総務課長（兼）	庵匡君
企画財政課長	上名正樹君
住民福祉課長	齊藤英俊君
産業振興課長	木下薫君
商工観光課長	三松靖志君
建設課長	澤井智明君
生涯学習課長	河野圭君
選管書記長（兼）	庵匡君
農委事務局長	齋藤誠士君
監委事務局長（兼）	小林一也君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	小林一也君
---------	-------

◎開会の宣告

○議長（長内伸一君） ただいまから令和3年壮警町議会第1回臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（長内伸一君） 直ちに本日の会議を開きます。
（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（長内伸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長内伸一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において
5番 山本 勲君 6番 真鍋盛男君
を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（長内伸一君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間と決しました。

◎議案第1号

○議長（長内伸一君） 日程第3、議案第1号についてを議題といたします。
理事者から提案理由の説明を求めます。
副町長。
○副町長（黒崎嘉方君） 令和3年第1回臨時会に当たり提出いたします議件は、議案第1号の1件であります。その内容についてご説明いたします。
議案第1号 令和2年度壮警町一般会計補正予算（第13号）について。
令和2年度壮警町一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。
第1条 既定の歳入歳出予算の総額43億7,300万2,000円に歳入歳出それぞれ2,561万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億9,861万6,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明します。6ページになります。総務費、企画費、企画費で財源の整理となりますが、既決の行政情報システムの改修に係る西いぶり広域連合負担金について国庫補助金を充当するものであります。

民生費、心身障害者福祉費、障害者自立支援費で200万円の追加となります。障害者自立支援医療給付事業になりますが、障害者に係る更生医療で、障害を除去、軽減する治療等その更生のために必要な自立支援医療費を支給するものですが、このたび人工股関節の手術に伴う入院医療申請が1件あったため、計上するものであります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策費になりますが、補正予算の説明に当たり、初めに新型コロナウイルスワクチンの接種について、その概要を説明させていただきます。お手元に別にお配りしてある1枚物の資料を御覧いただきたいと思っております。国におきましては、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンについて、安全性や有効性の確認を最優先に本年前半までに全ての国民に提供できる数量の確保を図ることとしており、ワクチンが薬事承認された際には速やかに接種できるよう国や都道府県、市町村における接種体制を構築し、円滑な推進に資することとしています。

そこで、1の接種体制と役割であります。接種体制につきましては国の主導の下、都道府県が広域的な観点から必要な調整を担うなどの協力をし、住民に身近な市町村において予防接種を実施することとしております。

また、それぞれの役割についてですが、国はワクチンの確保、接種順位の決定、国民へのワクチンに係る情報提供等を担うとともに、都道府県では地域でのワクチン流通等の調整、優先的な接種の対象となる医療従事者等への接種体制の調整、専門的相談対応等を担い、市町村においては医療機関等との委託契約、接種費用の支払い、住民への接種勧奨、予診票や接種券の個別通知、接種手続等に関する一般相談等を担うこととされています。

次に、2の接種場所についてであります。身近な地域において接種が受けられる仕組みとして接種を希望する方は原則居住地の市町村で接種を受けることとされていますが、長期入院または入所している方等やむを得ない事情がある場合には居住地以外の市町村で接種を受けることができることとされています。

また、実際の接種につきましては、市町村内の医療機関または市町村が設ける会場で行うこととなりますが、この対応については現在地域の医師会や医療機関と調整しているところであります。

次に、3の接種時期及び接種回数、接種順位、接種費用についてであります。接種時期については、国は医療従事者等への接種を令和3年2月下旬から始められるよう準備をしており、その後高齢者や基礎疾患を有する方等の順に接種を進めていく見込みとなっております。

また、ワクチンの接種回数は、接種対象者1人につき2回となっており、接種順位の詳

細につきましては表に記載したとおりとなっております。

さらに、接種費用については、全額公費対応で無料となっております。

次に、4の当面のスケジュールについてであります。あくまでも現時点での想定となりますが、初めにワクチン接種の手順を簡単に説明させていただきます。ワクチンの接種に当たりましては、基本的に市町村が接種順位に従いまして対象者に対象者の氏名や券番号、ワクチン接種回数、接種情報登録用バーコードなどを記載した接種券を個別に郵送させていただきます。なお、接種順位上位の医療従事者等の方に対しては医療関係団体から別途発行されることとなっております。

続きまして、実際の接種についてですが、接種券を受け取った方が接種を希望する場合は、医療機関または市町村が会場を設定した場合は市町村にあらかじめ予約をして、接種当日に接種券を持参の上、医療機関または市町村が設定した会場で予診票を記入し、医師の診察を受けるなどして接種をしていただくことになります。

次に、当面の工程についてですが、表にありますように、本日補正予算の議案をご審議いただき、ご承認をいただけましたら円滑な接種が図られるよう具体的接種事務を計画的に進めるとともに、2月の町広報で住民の皆様に対してワクチン接種のお知らせをまいりますとともに、ワクチン接種に関連する情報についてはその後も適時適切に提供してまいりたいと考えております。

また、2月中旬からは医療関係団体から医療従事者等に対する接種券の発行が始まり、3月上旬には高齢者、4月下旬までには基礎疾患を有する方や高齢者施設等の従事者の方々をはじめ接種対象となる方に接種券を送付できるよう準備を行う予定ですが、変更が生じる場合もありますことを申し添えます。

最後になりますが、5の接種に必要な物資の調整についてであります。ワクチンの保管に必要な超低温冷凍庫につきましては国が確保し、各自治体の人口を基に公平に割り当てることとなっており、各自治体に最低1台が割り当てられ、医療機関等に設置することとされております。

以上が新型コロナウイルスワクチンの接種についての概要であります。

改めまして、新型コロナウイルス感染症対策費についてご説明申し上げます。議案の6ページを御覧ください。新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症衛生対策費で2,361万4,000円の追加となります。初めに、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業になりますが、住民への周知、相談対応等、接種業務を円滑かつ効率的に実施できるよう必要な経費を計上するものであります。その内訳になりますが、接種事務を補助する会計年度任用職員3名分の報酬で378万円、当該職員の期末手当で28万4,000円、社会保険料で65万7,000円、通勤に係る費用弁償で18万5,000円、接種業務等に係る消耗品費で80万円、住民周知に要する封筒等の印刷製本費で14万3,000円、接種券等の郵送に係る通信運搬費で84万6,000円、北海道国民健康保険団体連合会の審査支払い手数料のほか相談等対応用の電話設備増設や情報の共有、

伝達、接種業務の調整等に要する光回線新設に係る手数料等で 21 万 1,000 円、接種券の印刷や発送に係る接種券印刷封入封緘委託料で 27 万 8,000 円、会計年度任用職員の法定健康診断委託料で 1 万 8,000 円、住民周知や相談対応、接種業務等の円滑な実施に必要な電話相談対応用多機能電話機、レーザープリンター、紙折り機、非接触式体温検知器等の庁用器具費で 515 万 4,000 円を計上するものであります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業になりますが、ワクチン接種を行う医療機関のワクチン接種委託料で 1,125 万 8,000 円を計上するものであります。

5 ページになります。歳入では、地方交付税、地方交付税、地方交付税で 35 万 6,000 円の追加となります。国庫支出金、国庫負担金、民生費負担金で 100 万円の追加となります。自立支援医療給付費負担金であります。

衛生費負担金で 1,125 万 8,000 円の追加となります。新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金であります。

国庫補助金、衛生費補助金で 1,248 万 9,000 円の追加となります。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金であります。

道支出金、道負担金、民生費負担金で 50 万円の追加となります。自立支援医療給付費負担金であります。

諸収入、雑入、雑入で 1 万 1,000 円の追加となります。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に係る会計年度任用職員の雇用保険被保険者負担分であります。

給与費明細書につきましては、後ほどご照覧いただきたいと思います。

第 1 表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

以上が今臨時会に提出します議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（長内伸一君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

日程第 3、議案第 1 号 令和 2 年度壮警町一般会計補正予算（第 13 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出について受けます。一般 2 ページ。

8 番、森太郎君。

○8 番（森 太郎君） 今議案の説明を受けた中で接種券の発行が 2 月から 4 月下旬まで行われるということでお伺いしたのですけれども、まず初めに接種の順位といいますか、対象者の、これは 5 段階に分けられているのですけれども、この対象者人数をどのように把握されているかという部分をまずお聞きしたいです。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

接種順位に示されております各対象者の人数でございますが、基本は住民基本台帳からのデータ抽出によりますが、一部それだけで把握できません医療従事者の数ですとか高齢

者施設の従事者の数などがありまして、そういったものは国の算定基準によりましては引き出しております。現在把握しております数字を申し上げますと、医療従事者等につきましては72人、高齢者、いわゆる65歳以上の方につきましては1,029人、65歳未満で基礎疾患を有する者につきましては45人、それから高齢者施設等の従事者につきましては36人、60歳から64歳までの者につきましては180人、最後、その他の者ということになりますが、以上優先順位の1番目から5番目まで申し上げた者を全体の住基の人数から差し引いた数になりますが、そちらが1,102人ということになっております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 新型コロナウイルスワクチンの関係については、国のほうもまだまだ正確な情報を出していないというか、分かりにくい部分はあるのですが、今町が始めたのは準備行為だということでは理解するのですけれども、2月中旬から最初の1順位の医療従事者等に接種券を発行しますけれども、これは順次行く形で具体的には接種時期といたしますか、2月中旬から接種券が当事者のところに届いてすぐ接種が受けられるということなのかどうか。それに合わせて本来医師の確保ですとか接種場所の確保もあると思うのですけれども、それらに合わせた準備の対応はできているかという部分について伺います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

大まかな流れにつきましては先ほど副町長のほうからご説明したかと思いますが、2月の中旬、下旬以降、まず医療従事者等に対して優先的に接種が行われるということになっておりますが、基本医療従事者等については道のほうで医療機関の関係団体と調整して接種を進める、あるいは接種券の発行をすることになっておりまして、こちらのほうは都道府県と、北海道でしたら道と、それから医療関係団体のほうで調整を進めておりまして、現在その準備に進んでいるところかと思われま。

また、一般の住民の方につきましては、まず一番初めに65歳以上の高齢者接種ということになりますが、こちらのほうは町のほうで接種券を発行するという形になりますので、3月中旬頃になるかと思いますが、町のほうから接種券をお送りして、その後、今現在町内の医療機関、それから胆振西部の医師会と調整を進めておりますが、当該病院であるとか、あるいは一部集団接種というような形も今検討しておりますが、そういうような形で準備を進めている段階でございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 接種券が届いたら、体制が整っているということが前提だと思うのですけれども、すぐ接種できるという理解でよろしいのかということのまず確認が1つと、あとこれは3回しか私できませんので、まとめてやりますけれども、今回のコロナウ

イルスワクチンの業者といますか、マスコミから聞いているのはファイザー社、それからモデルナ社、アストラゼネカ社、3社のところからワクチンを確保するということでは聞こえてきているのですけれども、ワクチン接種というのは接種回数が2回ということになってくると思うのですが、1社のワクチンを確保するのであれば2回でも可能だと思うのですけれども、ワクチンを提供する業者が3社になった場合に3種類のワクチンがひょっとして出回るのかなど。そうしたときに同一のワクチンで2回接種というのは可能なのかどうかという部分を確認します。最初のまず具体的な接種時期はいつという部分と、このワクチンがもし1種類でなく2種類になっていても問題がないかという部分についての確認をしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

まず、1点目の接種券の発行、即接種ができるかどうかということについてのご質問でございますが、こちらについては今国全体のほうでワクチンの確保、供給体制について各種検討しているところでございまして、そういったワクチンの確保、準備の部分とも影響してくるかと思いますが、その時期については今明確にお答えできる情報がないということでございます。ただ、先ほど申し上げました時期に向けて準備を進めているというところでございます。

それから、2番目のご質問でございますが、3社のワクチン、これが提供されるという情報でございますが、当然違う会社のワクチンをお一方が受けるということではできませんので、それは1社に限定したワクチンを1回目、2回目と打っていただく体制になります。当然それについてはシステム等を使いまして、決して間違いのないように管理された状況で接種を進めていくという状況になります。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 8番議員もそうなのですけれども、私ども予備知識がない中での質問になるわけなのですけれども、説明の資料を事前に配付いただきましてありがたいなと思いつつも、中身が要するに国のレベルの情報の集約と道のレベルと、そして町村のやつが入って、自治体のです、中身になっているのですけれども、それをどこまで理解してということが、正直自分たちの勉強不足もあるのですけれども、何が言いたいかといいますと、専門的なことは分からないのでありますが、スケジュールが滞りなく町民に周知されて、滞りなく順次接種が可能なのかと。

それから、8番議員の質問にもありましたけれども、3種類ですか、保管のマイナス75度、マイナス20度、この専門の容器が必要だというのは情報としては知っていますけれども、あと自治体に公平に最低1台も、というのが、壮警町も自治体ですけれども、でも二千何百の人口と札幌市では違うのだから、どのように公平を、そういった国、道のレベルの情報をいただいても現実的ではない。要するに壮警の町民が例えばインフルエンザ

予防接種ワクチンのように大体西胆振の医療機関に申請すれば受けられると、そういうことの説明のほうが重要なのであって、もう一つは種類が違うワクチン、1種類に限定だとおっしゃいますが、では壮瞥町というか、西胆振にはどのものが来て、そういったことが国でコントロールされて、そういう心配は要らないのだといったそういう説明が必要ではないかと私は思うのです。ですから、いっぱい情報が詰まっているので、分からないところもあるかもしれませんが、その辺は分からないで結構なので、結構なのか分からないけれども、かみ砕いた説明が必要だろうというふうに感じてしゃべっているのですが、つまらぬことかもしれませんが、マイナス75度とマイナス20度、ファイザーとモデルナ社の保管庫が必要だというのは、メーカーが造っているらしいのですが、それがどこに来るのかというのも分からないですよね。それがどうやって搬入されてきて、ワクチンそのものがです。多分これはどの自治体も同じ言葉を使うのでしょうか、医療機関か自治体が指定した場所と。具体性に欠けるのです。では、壮瞥町で保健センターでやるのか、やれるのか、あるいは町内の医療機関でやれるのか、広く西胆振でやれるのか。ですから、その辺の大まかな図を説明いただかないと質問のしようがない気がして不安というか、ちょっとぴんとこないというのが現実的なのです。質問の趣旨がまとまっていませんけれども、その辺分かる範囲で今言ったことを見繕って説明をいただきたいと思うのですけれども、多分想像ですが、専門的な容器は町内に置く必要はないのだろうというふうに思うのですけれども、その辺も説明いただければと。お願いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

全体についての具体的な進め方とか準備のことについてのご質問だったかと思いますが、何分現在国のほうでもいろいろ準備を進めておりますが、一部錯綜しているところも見受けられまして、来る通知もどんどんバージョンアップして何日かごとに来るような状況になっておりまして、非常に自治体側もいろいろ混乱しながら準備を進めているというのが正直なところでございます。ただ、先ほど申し上げましたとおり、国から示されたスケジュールに沿いまして胆振西部の医師会、それから町内の医療機関と現在どのような体制でどのような会場の設置ですとか、そういった手法で進めるべきかという細かい点の協議を進めているところでありますので、どれぐらいのボリュームで集団接種をやるのか、あるいは医療機関でどれぐらいの方に受けていただけるのかということについては今の段階でははっきり申し上げられない状況になっております。

もう一つ、フリーザーのお話もございましたが、こちらのほうは国のほうではっきりと人口規模を考えて各自治体に配備するという話ではございますが、今現在の資料では人口の少ない壮瞥町においてもディープフリーザーというマイナス75度、マイナス20度の1台ずつが配備される予定になっていると。その設置場所についても、先ほど言いました医療機関等と今検討、調整を進めているということでございます。

あと、例えば西胆振のほかの医療機関で壮瞥町民の方が受けられるかどうかというよう

なことのご質問もあったかと思いますが、こちらのほうはワクチンの量の確保ですとか、そういうものと、それから1回目、2回目の接種管理などもその町が行わなければならないということもありまして、原則としては町内で受けていただくというのが基本でございます。ただ、基礎疾患があるような方においては一部かかりつけ医などで受けられるというような情報もありますが、その具体については今国のほうも追って指示をするというようなことになっておりますので、申し添えておきます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） では、先ほど私が言ったようなインフルエンザワクチンの接種とは全く図式が違う。市町村が主体に行う。市町村の中で、うちで言えば壮警町内で行うということですね。分かりました。そうすると、先ほど2つのフリーザー、冷凍庫というのですか、それが2つ来るらしいのですけれども、そうしたら先ほどの8番議員の質問のように2種類のワクチンが来て、どっちを受けたかと。その管理はできるかもしれないけれども、むしろ1つに絞って設定していただいたほうが扱うほうも受けるほうも楽ではないかと考えますが、その辺のコントロールは道、国のほうでできないものなのか。あるいは、確かに市町村単位で主体的にやるということは理解しますが、当然その足並みがそろわないでは困るわけですから、担当課ないしは理事者同士の情報交換なり行政全体で同じような仕組みで進めるというような話合い、協議などはあるのかということをお伺いします。

それから、もう一つ、乳幼児から、高齢者も入っていますけれども、妊婦とか、そういう人たちも対象なのかどうかということです。この人数に入っているのかどうか。

それから、専門的なことは分かりませんが、アナフィラキシーのような反応があった場合なのか、そういう副作用と言っているのかどうか、体が受け付けられない状態になるというようなこと、分からないでしゃべっていますが、その対応というのはワクチン同様に対応の、どんな薬品があるのかどうか分かりませんが、十分可能なのかどうか。そういった不安も解消できているのかということをよく分からないのですけれども、質問したいと思うのですが。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

まず、ワクチンが3種類あるということにおいて、この適切な管理が可能かどうかというようなご質問が1点目だったかと思いますが、これは報道等で御存じかと思いますが、各ワクチンが薬事承認を受けてから利用可能になるということになりますので、各社によって多少タイミングのずれが出てくるということは想定しております。当然先ほど申し上げましたように、ワクチンの種類を間違えるということは決してあってはならないということになりますので、恐らく何らか今後国のほうからその取扱いですとかタイミング、あるいはもしかしたら薬品をある程度決められての接種というような形になるかもしれませんが、そのところも今後細かい具体については国のほうから指示があるのかと考えており

ます。

あと、もう一つ、広域での行政間の調整という話だったかと思いますが、今西胆振の1市3町合同で胆振西部の医師会と調整の場についているということでございまして、ただ何分先ほど来から申し上げておりますとおり、各市町村での実施というのが大前提になっておりますので、様々調整を加えておりますが、今のところ先ほど申し上げましたような他のまちの医療機関で簡単に受けられるとか、そういうような調整までは進んでおりません。今後いろいろ国の情報等も見ながら広域の体制については協議していくこととなると思います。

それから、もう一つは妊婦ですとか小さなお子さんについての接種というようなお話だったかと思いますが、そちらについてもこのワクチン自体が今薬事承認の前の段階になりますので、その薬事承認の内容が具体的にどういうふうに出てくるか。当然妊婦はできませんとか、あるいは何歳以下のお子さんには使わないでくださいというような出方になってくることも想定されますので、それによって対象者が決まってくるということになってまいります。

それから、アナフィラキシー等の対応になりますが、当然医療機関で接種を行う場合については、医師会の場でもお話がありましたけれども、そういう接種後の状況を一定時間その病院内で注視するというような体制も考えているということでございますし、そちらのほうは問題ないかと思っております。また、医療機関以外、集団接種会場での対応については、国のほうからもそういった副反応に対する体制を整えて行うようにという指示も出ておりますので、そういった具体については現在検討中ということでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 今度は具体的に自治体、うちの町が対応するときの問題について最後に聞きますけれども、結局インフルエンザのワクチンですと直接各医院が入手して提供すると。向こうにやり取りの責任含めてあるのですけれども、予算にも接種委託料として書いていますけれども、それと並行してしゃべっていますが、その委託料は接種する、ないしは接種後の観察含めた病院に支払うことになるのかと理解しますけれども、そもそも大切なワクチンを自治体の責任で保管しなければいけないという、その辺のことが薬事法というのか、薬を扱う人というのは当然資格なり知識が必要なのではないかと、そういう気がするのですけれども、それを自治体を通して行うというのがいま一つぴんとこないし、または自治体でもそういう不安を抱えていらっしやらないのかと。

もう一つは、集団接種をやる会場を設けてやる手法と病院でやるのがあるらしいのですけれども、現時点で壮瞥町はどういったスタイルで接種をやるのか。その接種の場所です。病院なのか、病院と並行して保健センター等の会場も使う予定なのか、その辺も検討されていればお伺いしたいと。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

ワクチンの保管につきましては、国のほうから取扱いについての注意については当然示されておりますが、そこに例えば保管に当たる職員ですとか配置する職員についての何らか専門的な知識、資格等が必要だということまでは出ておりません。ただ、現在町のほうで考えておりますのは、薬品の管理については医療機関にフリーザーを設置して、医療機関のほうで行っていただくということを想定しております。

あと、病院と、それから集団接種の部分ですけれども、これも今細かいところについては医療機関等と調整を進めておりますが、医療機関以外の集団接種については、まず想定されるのは保健センターの集団健診室などを使いましての集団接種というようなことを想定し、今協議を進めているということでございます。

○議長（長内伸一君） 7番、毛利爾君。

○7番（毛利 爾君） 私のほうから2点お聞きしたいのですが、多分今回のワクチン接種のために会場の広さだとか、それから今言われている3密を防ぐために必要なのかなと思うのですが、単純に非接触式体温検知器ってたしか去年も準備しているわけで、ワクチン接種に対しては今のでは足りないということで追加ということになるのかということと、それからもう一つ、接種順位の中で一番最初、感染症患者に直接医療を提供する施設の医療従事者等とここにあります。ニュースなんかを見ていると、介護施設だとか、療養施設だとか、療養施設はいるのかな、そういう施設にいらっしゃる看護師さんも私たちも含めてほしいという声なんかも上がっていますが、そこら辺のところは我が町としてはどう対処するのかお聞きしたいのですけれども。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

まず、今お話のありました熱の感知の装置のほうでございますが、こちらのほうは以前入れました非接触型の体温計というのがよくおでこかにかに当てる、お一人お一人検知するようなタイプのものでございますが、今回のご提案の中にありますのは集団で何名かがモニターの前を通り過ぎると自動的に熱の高い方を画面に違う色で表示するなど、よくニュース等で見たことがあるかと思いますが、そういうようなものと、あと機械の前に立つと自動的に体温がすぐ表示されるというような、この2種類のを想定して導入しようと考えております。意味合いといたしましては、集団接種というような場合になりますと、たくさんの方が訪れるということになりますので、効率的に体温の検知を行わなければならないということの導入でございます。

2番目のご質問でございますが、接種順位の中で医療従事者等ということでございます。おっしゃられますように、一般的な医療機関以外の福祉施設的なところにいらっしゃる、いわゆる看護師さんとかもいらっしゃると思います。そういった部分につきましては、一部これも国のほうの対象者の確定ですとか順位づけの中でいろいろ今現在も錯綜しているところがありますので、ただこういったところも各自自治体のほうからも質問、声が上がっ

てきているところでございますので、そういった情報を注視、確認しながら適宜必要な情報は提供させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 5番、山本勲君。

○5番（山本 勲君） まず、ワクチンの接種回数は2回となっているのですけれども、1回打ってから2回目の間隔というか、今日打って明日もう一回打つとは考えづらいのですけれども、接種順位があるではないですか。その接種順位の中で一番最初に医療従事者が2回打った後に次に行くのかというのか、それとも6番まで行って、そしてまた1に戻って2回目を打っていくのかというのを伺います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） お答え申し上げます。

1回目と2回目の接種の間隔につきましては、どの社もおおむね3週間程度というような形の期間を空けなければならないとなっております。

もう一つのご質問でありました接種の間隔についてでございますが、まず医療従事者等につきましては、具体的に想定されますのはその方がお勤めの病院で接種されるというようなことが想定されますので、そちらのほうは市町村で順番とか間隔を採用するようなものではないのですけれども、その後一般市民のほうに高齢者から入っていきますけれども、そういった場合の順位的なものになりますが、それは接種券をお送りした段階でその後準備ができ次第、町内の医療機関ですとか集団接種会場で受けられるということになりますが、そういった準備ですとか受け方の順番ですとかというのは、これから詳細については詰めていきたいと思っております。当然錯綜なり間違いが起こらないような確実な手法を取っていきたくて考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（長内伸一君） 4番、加藤正志君。

○4番（加藤正志君） 私はワクチンの接種について伺いたいのですけれども、報道等で読ませていただきましたファイザー製品等を解凍した場合、接種1,000回分以上を使い切る必要があるというふうに示されている部分がありまして、そうすると壮警の場合は2,000人ちょいですよ。そういう人口の下でどういうふうな使用方法など考えておられるのか。その対応、考え方について伺いたいのと、もう一点、先ほど接種順位の中で人口的なもの、人数的なものを示されましたけれども、私記載したものが間違っているかどうか分からないのですけれども、全体的に1から6の接種人口は壮警で2,464人というふうな数字になっているのですけれども、一般的に情報網で知り得ている情報として16歳未満というのは接種という部分に対しては除外されているような報道が聞こえてきています。そういった中で上記以外の者というものはどういうものを対象としているのか、要するに60歳以下の方から16歳以上の方が対象者ということなのでも、そうすると壮警の人口は今2,450人弱だと思うのですけれども、数字が合わないのではないのかなと。町外の方も含まれた形での接種人口なのか、その部分についても伺いしておきたいと思

います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

まず、1点目のファイザー社のワクチンの接種単位についてのご質問だったかと思いません。おっしゃるとおり、一つの単位として1,000回分というようなことですが、これは一般的な大手の病院でディープフリーザーが設置された医療機関で行うことはできるかと思うのですが、本町ですとかそういったような郡部では非常に難しいということだと思います。当然そちらも認識をしております、国のほうのいろいろな資料ではこういったものをフリーザーを設置していない医療機関でやる場合には、例えばドライアイスのようなもので運んでなるべく低温状態に保つというようなところで数日間の品質確保はできるというような中で、運んだ先の単位については例えば1日に100回ですとか、そういう単位での利用は可能になってきますので、その辺もそういったワクチンの利用の期間ですとか保存方法、こういったものを十分検討して、本町内でもどのような体制でどういう回数分を回していったらいいのかとか、そういうことも今現在細かいところを検討しているところでございますので、ご理解をいただければと思います。

あと、もう一つの先ほど申し上げました対象者の中に、その他の者というところは16歳以下の人数も含まれた数になっております。先ほど申し上げましたとおり、薬事法の承認においてこの対象者がどうなるか分からないのですけれども、今現在壮警町の接種の準備においては、そこがまだ未知数なものですから、一応全員を対象として試算しているということでございます。

それから、若干先ほども申し上げましたが、医療従事者等ですとか高齢者施設等の従事者というのがこちらのほうで把握し切れない部分もあり、国のほうの算定基準を使って割り出した人数になりますので、多少全体の住基のボリュームと前後が出てくるということではご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 今までのお話を聞いていると、何かまだはっきりしたのが見えてこないのです。というのは集団健診といいますか、例えば先ほどの例でいいですと保健センターでやるだとか、または医療機関、そしてこのワクチンを保存するのは医療機関です。そういう関係で、私はできれば町内の医療機関にお願いして実施することが必要でないかなと。なぜかという受診券だとかいろいろ発行しますよね。そして、受ける、受けないもきちっと掌握して、先ほど加藤議員からも出ておりましたけれども、ワクチンは1,000回分が最小単位だということで質問がありましたけれども、これは1月22日の厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対策本部第53回の会議で次のように報告しているのです。一定の条件の下、フリーザーが設置された医療機関等から近隣のクリニック等への冷蔵での小分けが可能となり、1月8日に自治体に通知したということが出ているのです。

そういうこと。それから、先ほど松本議員からフリーザーのことも出ておりましたけれども、1月22日の感染症対策本部の会議では次のように報告しております。マイナス75度のフリーザーは、3月末までに3,370台（2月1,510台、3月1,860台）が順次配送されるということが対策本部の中で発言されておりますし、マイナス20度のフリーザー、これについての配置先は1月28日以降自治体に報告を求めるといふこともこの会議で話し合われているのです。そういうことで、壮警の場合は集団健診といふか、それも必要ですけれども、医療機関にお願いしてきちとした計画の下にやっていく必要があるのではないかなと。

そして、16歳以上となると、地域の中でほとんどの人が対象になるのです。そして、例えば私の住んでいる地域を見ると、ほとんどの家庭が16歳以上なのです。高齢世帯、それが多いのです。そして、医療機関まで行く足の問題です。これもきちと私は確保していただきたいなと。そんなことを考えております。といいますのは自家用車のある人は自家用車で接種場所まで行けますけれども、私の自治会の場合、指折り数えると十数世帯は女性で高齢で自家用車もない方です。そういう方々のことを考えた場合、その地域から計画的に輸送するような、接種場所まで届けるような方策を私は町で頭をひねってほしいなと思います。そういうことで、できるだけ多くの皆さんに効果的なもの、それを接種していただきたいなということが1点目。

2点目、これは専門用語で私はあまり理解できないのですが、例えば接種順位の3番目に基礎疾患を有する者として四十数名が壮警で対象になるということ町で押さえているようですが、これからいろいろと町は住民の皆さんに広報活動していくと思うのですが、ただ簡単に専門用語の基礎疾患を有する者なんて言ったら分からないです。これは厚生労働省もきちと基礎疾患の定義というものを示しております。それを専門用語を羅列するのではなくて分かりやすい言葉で住民の皆さんに知らせてほしいな、そんな気がしてなりません。広報活動の工夫です。そして、1月18日ですか、厚生労働省は国民の皆さんに分かりやすい言葉で広報活動しましたということがあったので、一生懸命探したのですが、まだそれを見つけることができなかったのですが、厚生労働省は毎日のようにコロナに関する情報を発信しております。そういうのを十分、来た文書だけを見るのではなくて、そういうものを参考にしながら町の取組を充実して、そして多くの皆さんが接種できるような、されるような体制をぜひつくっていただきたいなと申し添えたいと思います。

以上です。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

まず、1点目の可能な限り医療機関のほうでの接種というようなご意見だったかと思いますが、先ほど申し上げましたが、今現在町内の医療機関と細かな体制等について協議をしているところでございます。ただ、その中で医療機関だけでこの数が果たしてこなせる

かということになると、現実問題として厳しい部分も出てくるということになります。一定の広さを持った場所で一定の数を接種していくということも必要だという観点から、一応今現在のところは医療機関と集団接種の両面で検討しておりますが、これについては最終まだ確定しておりませんので、確定し次第具体をお示ししたいと思っております。

また、おっしゃられておりました会場までの移動手段というようなことになりますが、こちらにつきましてもご高齢の方でなかなか外にも足を運ぶのは大変だという方もいらっしゃるかと思います。基本はご近所とかご親族のご支援をいただきたいと思っておりますが、どうしてもという方については、そういった方の対応についても検討はしていきたいと考えております。

それから、2点目の基礎疾患の部分でございますが、こちらのほうは国のほうの資料で示されている部分で概率的には慢性の呼吸器ですとか心臓、腎臓、肝臓病、こういったものを抱えている方、あるいは糖尿病などの方というような部分で示されております。こちらの部分も今後広報などで具体的にお知らせしまして、住民の方が判断に迷わないように工夫を凝らしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次、歳入について、一般1ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、給与費明細書について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、第1表、歳入歳出予算補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 令和2年度壮警町一般会計補正予算（第13号）については原案の

とおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(長内伸一君) これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和3年壮瞥町議会第1回臨時会を閉会いたします。

(午前11時05分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員